

## 島根原子力発電所に係る原子力安全対策を担う鳥取県・米子市・境港市に対する財源措置の適正化に係る中国電力への要求方針（案）

令和7年9月3日に中国電力中川社長に対し、立地地域と同等の財源措置について申入れをしたところであるが、このたび、財源措置の適正化の早期具現化を図るため、以下の3項目について要求することを確認する。

- 島根県が核燃料税で負担を捻出できる人件費については、本県ではこれまで自らの税金で負担してきたことから、中国電力に対し人件費の負担を寄付、更には交付金という形で求め、合意が得られていたところである。  
しかしながら、中国電力は今年度から島根県側に対し、核燃料税とは別枠で新たに人件費の財源措置を行い、立地地域と周辺地域で財源格差が拡大している。  
よって、国が原発立地地域振興の特別措置の対象地域を拡大した趣旨に鑑み、核燃料税に見合う財源についても鳥取県側への新たな財源措置を検討すること。
- 令和7年9月定例県議会で島根県が定めた防災対策事業に見合う財源負担についても、原発立地地域振興の特別措置の対象地域拡大方針変更の重要性を十分踏まえ、鳥取県側への負担を検討すること。
- 原発立地地域振興の特別措置の対象地域拡大の趣旨に鑑み、原子力安全対策については立地・周辺の差異はなく法的に求められていることを改めて重く受け止め、速やかに鳥取県、米子市及び境港市に対し、島根県側と同等の措置がなされるよう財源負担の仕組みを整備すること。